



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	倉田聡教授の経歴と業績
Author(s)	道幸, 哲也
Citation	北大法学論集, 58(6), 291-304
Issue Date	2008-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32586
Type	other
File Information	vol58-6_p291-304.pdf



倉田聡教授の経歴と業績

道 幸 哲 也

大学院法学研究科倉田聡教授は、平成一九年四月二日にご家族と旅行中に急逝された。ここに謹んで哀悼の意を表する。

同教授は、昭和六二年北海道大学法学部法学課程を卒業し、同大学大学院法学研究科修士課程公法専攻を終了し、平成四年に同研究科博士後期課程公法専攻を単位取得退学した。その後日本学術振興会特別研究員、北海道大学法学部助手を経て、平成八年に北星学園大学講師、同一年に助教授になり、北海道大学には平成一二年に大学院法学研究科助教授として赴任され、同一五年に教授となった。

同教授は、社会保障法の研究においてドイツ法の歴史研究から出発し、博士論文としてドイツ疾病保険制度史研究として『医療保険の基本構造』（著書一）を完成し、一九九七年北大図書

刊行会から出版した。同書は、ドイツ疾病保険制度の基本書として学会において高く評価されている。その後二〇〇一年に社会福祉基礎構造改革と介護保険・支援費支給制度の問題点を追求した『これからの社会福祉と法』（著書二）を創成社から出版し、現在、『社会保険の行方』という新たな研究書の出版計画が進行中であった。

同教授は、厚みのある歴史研究を前提に、社会保険制度の制度構築や運営を支える法理を精力的に研究し、最近では社会保障法全般や福祉についても研究対象を広げていた。社会連帯に着目した理論は社会保障法学に強い影響を与えていた。ドイツ留学の成果をもふまえた倉田理論が全面展開されようとするこの時期に彼が亡くなったことは、学会に対する大きな痛手といえ

る。

同教授は、研究に対する姿勢も真摯であり、相手がどのような地位であれ、徹底的にかつ基本から議論する態度を示しており、その点からも学会においても高い評価が置かれていた。また、本学の運営や教育に対しても精力的に取り組んでいた。

以下同教授の業績を、総論・社会保険、社会福祉、労働関係に区分して紹介する。なお、本稿作成につき新潟大学加藤智章教授、早稲田大学菊池馨実教授の助力を得た。

一 総論・社会保険

健康保険法や生活保護法などの実定法の制定とは異なり、社会保険法学が法学の分野として独り立ちしたのは比較的最近のことである。第二次世界大戦後の社会保険制度の枠組は一九五〇（昭和二五）年の社会保険制度審議会の勧告によるが、日本社会保険法学会が創設されたのは一九八二（昭和五七）年のことであった。

具体的な法制度の後を追うように学問的な営みが成立するという図式は、わが国の法学研究の大きな柱である比較法研究の蓄積にも端的に表れている。社会保険法に関する本格的な比較

法研究が展開されるのは一九八〇年代以降であり、その中でも対象国としてのドイツ研究は、ビスマルク社会保険の母国であったにもかかわらず、公的扶助制度を除き、貧弱であったといえよう。社会保険を対象とする研究も十分とはいえなかったのである。このことは、国民的関心を集めた朝日訴訟や堀木訴訟が、生活保護、障害福祉年金あるいは児童扶養手当といった公的扶助や社会手当に分類される給付をめぐる訴訟であったこととも密接に関連している。すなわち、朝日訴訟を契機として出発したわが国の社会保険法学は、「社会保険法の基本原理と憲法二五条の生存権論が同じものとして語られることが少なくなかった」（論文二四）からである。

このような状況のなかで、ドイツ疾病保険制度の歴史は、生存権論だけでは説明し得ない社会保障像を提示する。つまり、比較法の対象としてドイツを選択し、しかも博士論文として疾病保険制度の歴史的研究を行ったことから明らかなように、倉田聡教授が紡ぎ出したものは社会連帯を基調とする制度史であり、その業績は論理必然的に、生存権だけには依拠しない社会保険のありよう、ひいては社会保障制度のあり方に対する批判的検討という性格を色濃くもつことになった。

ここで誤解を恐れずにいえば、倉田教授は、社会連帯論を中

心とする社会保障法体系の構築を意図的に志向していたということが出来る。それは、**著書一**の序章および終章に集約される問題意識を基礎に発展させた業績群に結実している。そこでは、ドイツ法からの示唆として、①財政責任を国家に一元化すべきか、あるいは保険事業者の責任を強調し、財政調整や国庫負担金によらない財政構造を確立すべきか、②政府管掌健康保険と組合管掌健康保険とをどのように位置づけるかなどの保険事業者の組織のありかた、および③保険料を負担する被保険者の管理運営に関する関与のあり方、という三点を今後の重要な論点として指摘している。

教授の着実かつ幅広い業績は、これら著書一の終章に指摘されている論点をより掘り下げて検討したものにはかならない。疾病保険すなわち医療保険制度を中心とする研究を核としながらも、社会保障の基礎理論、社会保障の財政論あるいは財源論に言及し、社会福祉や介護保険制度にも研究領域を広げ、同時に社会保障法学のあり方にも論究している。そしてこれらの業績から、先に述べた社会連帯論を中心とする社会保障法体系を構築しようとする意図は十分に推察されるものと考ええる。

共著『社会保障法』(**著書四**)における社会手当、医療保障

の構成と叙述から明らかなように、倉田教授は斬新かつ柔軟な発想のもと、平明な文体で懇切丁寧な制度説明をし、ときに大胆な政策提言や体系論を展開してきた。体系的な成果物に触れることができなかったのは痛恨の極みであるが、評者の能力及ぶ範囲で、倉田ワールドの片鱗というべき業績群のうち、ドイツ研究、社会保障基礎理論、強制加入論、社会保障の財政論ないし財源論、体系論についてみてゆきたい。

まず、倉田教授のドイツ研究はなんといっても**著書一**に代表されるが、このほかにも**論文一**から三、六、一〇、一四、二三、二六および二七がある(このほか、**その他一**)。これらの研究は疾病保険にとどまらず、例えば**論文二六**がドイツの介護保険法を、**論文六**が産業医を対象としていることから明らかなように、検討対象の領域は広範囲に及んでいる。

社会保障制度を構成する主要な柱である社会保障の基本的性格については、経済学の論考は見られるものの、法律学からの本格的なアプローチは少ない領域であった。社会保障法学では、保険原理と扶養原理という図式のなかで、保険給付と保険料が均等であるという意味での「保険原理」を、保険給付が必ずしも保険料の支払いを条件としないという意味の「扶助原理」で

修正したとするのが、社会保険の一般的な理解であった。これに対して、倉田教授は、「保険原理を扶助原理で修正した」社会保険ということの意味は、「被保険者個人についての「給付反対給付均等の原則」の修正にとどまらず、さらに保険者レベルでの「収支相等の原則」の修正を含む」とする（論文一九）。

この考察は、例えば国民健康保険や基礎年金における財源構成を、収支相等の原則と給付反対給付均等の原則とを用いて、後追的に説明したものとの評価も可能であるが、経済学的説明概念を法学分野にあてはめることを通じて、社会保障法学の分析視点を提供することに成功している点で高く評価すべきであろう。

このような社会保険の基礎理論的検討は、自明の前提とされがちな強制加入にも及ぶ。「社会保険への強制加入は、経済合理的な選択行動をとろうとしている被保険者に、経済的にみてかなり不合理な選択を強要する」からである（論文二一）。このような認識のもと、教授は論文二一において、「社会保険の保護が本人にとっても必要不可欠であるにしても、被保険者の一部にとつては本人のリスク以上の保険料が求められるから、これに強制加入制を導入するという政策選択は、自由市場において個人に認められている選択行動を拒否することを

意味」し、「このような政策選択を正当化するには、社会保険の保護が個人の尊厳に値する生活にとつて必要不可欠であるといった別の価値判断が求められる」と述べる。残念ながら「別の価値判断」の論証は他日を期すとされているが、「社会保障とりわけ社会保険を社会契約の一種と捉え、その契約内容を経済的合理人以外の合意として再構成する」試みを暗示している。この点、生存権保障の側面ばかりでなく、財産権の保障や結社の自由との関係など憲法問題としても、社会保険がなぜ加入の強制を正当化されるのかは大きな課題というべきである（論文二四、二五等とも関連する）。また、このような社会保険の基礎理論に関する関心は、被保険者のあり方にも波及し、それらが労働形態の多様化に関する論考に結びつく。論文二一、一八あるいは二〇の業績群がこれに該当する。

次に、社会保障の財政論ないしは財源論である。社会保障法が他の法学分野と異なるひとつの特徴は、財源に対する検討が不可欠であることである。特に、わが国の社会保障制度においては、社会保険制度にあつても国庫負担金の割合が高く、そのことを法制度上、どのように説明するのが大きな問題となる。財政論ないし財源論に関する業績群は、論文八と論文一五および論文二二の三本と少ないが、いずれも本格的かつ大部な論考

である。

論文八は保険料の賦課決定において保険者の民主的意思決定を実質的に統制する規範論を提示しており、この論文は、いわゆる旭川国保料最高裁大法廷判決（平成一八年三月一日）にも影響を与えた（この判決に関して、判例評釈一一がある）。また、論文一五は、被保険者ないし保険者相互の一方的な所得移転について社会保険に内在する限界が存在することを実証的に示したものである。論文二二は年金に題材をとり、未納問題を手がかりに、保険料納付が社会保険方式を採用する年金制度においてどのような規範的意義をもつかを検討したものである。

以上のような業績群は、いずれも社会連帯論を中心とする社会保障法体系の構築に収斂してゆくように思われる。このことは、すでに著書一において、社会保険の基礎理論的考察と関連する形で、「疾病リスクの低い被保険者が疾病リスクの高い被保険者のリスクを無償で引き受けていること…（このこと…評者註）の背景には、被保険者間の『社会連帯』が存在している」と述べられている。

私保険は契約に基づいて保険関係が発生する。これに対して、社会保険、特に職域保険は、職種や業種の同一性、あるいは労

働環境や労働条件の同質性を基盤として形成される。この同質性は保険料負担能力にも妥当し、保険集団の範囲を確定する基準ないし基礎となる。こうして形成された保険集団のなかで、社会保険特有の保険料の移転が発生する。すなわち、私保険では疾病リスクの高低は保険料の高低に直結するが、職域保険の世界では、被保険者の疾病リスクではなく、報酬の多寡によって保険料が決定される。ここに疾病リスクの低い被保険者から疾病リスクの高い被保険者への保険料の移転が発生し、この保険料の移転こそが、被保険者間の社会連帯の象徴とみるのである。このような理解が、「保険者やそれ以外の社会集団による主観的な意思決定によって保険料決定の結論を変更できるところこそが、『社会』保険の特殊性である」（論文一九）という認識に結びつく。

このような認識は、社会保障法学のあり方に対する考察とも密接に結びつく。端的に言えば、生存権を中心に据える社会保障法においては、国家対国民という二項対立の図式を前提とする。これに対して、倉田教授は「社会保険を含む社会保障制度の多くは団体的扶養の仕組みから発展し、後にこの制度に対する国家責任が強化されてきた」との立場をとる。ここから、「社会保障というシステムそれ自体が、集団的に生活保障活動を行

う中間団体としての自律的な「社会」と、それに介入しようとする「国家」の緊張関係によって成り立つから、法学研究者がみだりにそのどちらか一方を完全に否定することは許されない。そうすると、このような「社会保障」理解のもとでは、「国家」と「社会」の関係性、および「個人」と「社会」の関係性が規範論的に整理されなければならず、このこと自体が社会保障法の重要な課題として意識される」とする(論文一六)。論文一六は、従来の学説を丹念にフォローしたうえで、この時点における教授の見解を明らかにしたものである。そして「保険数学からの逸脱を制約する原理を提供する」こと、具体的には、「保険者内での民主的正当性や実質的な平等原則、公平や公正といった諸概念から経済的なし計量的な合理性を超えた集団的意思決定のありようを考察する」ことが、社会保障法の使命ということになる(論文一九、同旨・論文二二)。

二 社会福祉

ドイツ医療保険の比較法研究に端を発し、若くして社会保険分野を皮切りに社会保障法学に大きな足跡を残す貢献を行った倉田教授は、社会福祉分野でも優れた業績を挙げている。この

ことは、倉田教授の最初の赴任校での所属が社会福祉学部であったこと、そしておそらく自ら保護者として保育所の実践活動に携わってきたことも無関係ではないであろう。後述するように、理論的にも、今後この分野で倉田「社会連帯」論の重要な展開がなされるであろうことを予感させる萌芽がみられた。

著書二は、その「はしがき」にも述べられているように、倉田教授の前任校での講義の内容をまとめたものである。本書は、変革期にある社会福祉の法関係を他の法分野の知見も取り入れながら整理しなおしてわかりやすく解説すること、そして措置制度と新しい給付システム(介護保険制度など)の間に通常いわれるほどの「断絶」がなく、双方ともに「これからの社会福祉」を支える制度であることを示すことにある。講義録としての位置づけといっても、倉田教授自身が社会福祉学部在籍時における「教育活動と研究活動の総まとめ」(同書はしがき)と述べられるように、その理論水準は非常に高く、単なる制度解説の域を出ない無味乾燥なテキストの類とはまったく異なる。なお教授のこうした教育経験は、社会福祉系大学における法学教育のあり方として日本社会保障法学会報告の形で結実した(論文一七)。

共編著『社会福祉法入門』(著書三)は、事例を用いながらサー

ビス利用のプロセスに沿って解説を行った社会福祉法分野における数少ない教科書である。倉田教授は、編者のひとりとして、第三章「社会福祉における給付の法構造」、第七章「障害者福祉の法」の執筆をも担当している。平明な文体で書かれているものの、内容的には（とくに第三章）右に挙げた原著で詳細に展開した社会福祉における給付の法構造をめぐる議論を凝縮したものであり、判例動向なども踏まえ、難易度は決して低くない。

右の二冊のほか、転換期にある社会福祉分野における給付の法構造を明らかにするという基本的問題意識から書かれたものとして、サービス供給主体論の観点から、「措置」「契約」といった社会福祉給付をめぐる法関係をめぐる緻密な分析を行った論文七や、とくに介護保険制度との比較において支援費支給制度をめぐる法律問題を分析した論文一二がある。

さらに右のサービス供給主体論との関連では、介護保険法上の福祉専門職としての介護福祉専門員の役割・業務に着目し、そこからケア・プランの作成を含む被保険者との間での契約のあり方や、成年後見制度との関連までも論じた論文九がある。さらに、介護契約の規制につき、先にドイツ研究との関連で挙げた論文二七で、わが国の法制度との対比においてドイツ介護

保険法制につき詳細に検討されている。倉田教授のドイツ在外研究の成果であり、教授のドイツ社会保障法研究の中で、従来の医療保険とはまた別角度での地平を切り拓くものであり、今後の展開が大いに期待される場所であった。絶筆となった同論文からは、日独両国の（関連諸制度も含めた）法制度についての教授の造詣の深さとともに、問題を捉える際の視野の広さを十分に窺い知ることができる。

このほか先に挙げた社会連帯との関連では、論文一六において、社会福祉事業分野において、利用者・従業者・事業者による「社会」関係の形成を誘導する規範概念として論じられた点が注目される。社会連帯論の新たな展開の萌芽ともみられ、今後の展開が待たれるところであった。

以上のように、社会福祉分野での業績も、倉田社会保障法学の重要な一部を成すものであると同時に、社会福祉学部での教育経験や社会福祉実務関係者との様々な交流を踏まえて、倉田教授の大学教育や社会福祉実務に対する並々ならぬ熱意をも垣間見ることできるものとなっている。またこれらの業績の多くは、介護保険制度、支援費支給制度（現行の自立支援給付）などの制度が本格的実施に至る前に、いわば時代を先取りして理論的検討が行なわれた点で、大いなる先見性をもつものでも

ある。

三 労働法との接点

倉田教授は、社会保障法だけでなく、労働法との接点や労働法プロバの領域においても業績を残している。北大労働判例研究会における豊富な判例研究を踏まえた注目すべき内容であり、その時々々の立法政策や裁判例に関連したものである。

その一は、いわゆるパートや派遣等の不安定雇用層の労働保険・社会保険に関するものである（①論文一、②論文一八、③論文二〇）。社会保険制度に関する正確な知識に基づいた以下の論旨はきわめて説得力に富むものと思われる。

①の内容は以下のとおりである。短期・断続的雇用者にたいする社会保険のあり方について、主に専業主婦に着目した議論がなされてきたが、むしろ当該労働者が「被用者保険法」の想定する労働者かという観点からなされるべきである。この点、医療保険についてみると、被用者保険の独自性は業務外の疾病という保険事故によって失われるであろう所得を「うべかりし利益」として補償することにあるので、対象となる被用者は経済的な従属性と労働能力による生計の依存度から判断すべきで

ある。

短期・断続的雇用者にたいする被用者保険たる医療保険・年金保険の適用は、現在収入額の多寡や労働時間数によってその適用の除外・緩和を行っている。これに対し就労抑制効果が大きいという批判があるが、被用者保険は労働市場に対する中立性の確保を主目的とはしていない。したがって、国民の生活保障を旨とした財やサービスの安定供給の目的からは特定の人的範囲を保護することはやむをえない。

以上の論議は被用者保険を前提にしており、現時点では税制における所得補足率との関係で「被用者」とそれ以外の者を区別する合理性はあるが、将来的には被用者保険制度の廃止は重要な理論課題となる。

②では、国民年金の二号被保険者の割合が減少している原因を、平成大不況によって正規従業員が減少しパート等の非典型労働者が増加したためであるとして、このような労働形態の多様化が社会保険制度にどのような影響があるかを、「第三号被保険者」問題、被用者保険の適用対象者、最低所得保障とのミスマッチ、被用者に対する所得把握の方法につき論じている。非典型労働者につき現行の年収基準を引き下げて被用者保険の対象とする近時の論調につき、最低所得保障システムとしての

国民年金との調整が不可欠であるという指摘が注目される。③では、被用者保険の特質を非典型就業に焦点を当てて解説するとともに、特に登録型派遣について健保法を適用する仕組みや実際の試みについて検討している。

その二は、ドイツの産業医制度に関するものである（①論文三、②論文六）。②は①をふまえて書かれているのでここでは②を紹介する。同論文は、三つの論点につき以下のように論じている。いずれもわが国の労働安全政策にとって示唆的な内容と言える。

（イ）産業医の資格や選任のあり方について、産業保健法制下における産業医の位置づけからその選任の仕方は、職業組合が發布する災害防止規定所定の時間数に応じて産業医を当該事業所における産業保健活動に投入するシステムになっている。

（ロ）産業医の職業活動について、その提案や助言の具体化について事業場委員会と使用者との交渉に委ねられ、また産業医の選任形態の選択について事業場委員会の同意が必要である等労働者集団の関与がなされている。

（ハ）労働者のプライバシーとの関連について、健診は危険有害業務への就業制限等特別な場合にのみ労働者に課せられており、また疾病保険制度からの情報提供や使用者への情報提

供についても個人情報保護が図られている。

その三は、労働法プロパーの問題であるチェック・オフ協定をめぐる法理論に関するものである（①判例評釈四、②論文四）。チェック・オフに関してはすでに一定の判例法理が形成されているが、必ずしも十分な理論化はなされておらず、紛争処理基準としての曖昧さを残している。現行判例法理の形成過程（エッソ石油事件第一小判平成五・三・二五労働判例六五〇号六頁）中に書かれ①②の論文は、現行法理の問題点を的確に指摘しており、現時点においても新鮮な内容になっている（最近の裁判例の傾向については、道幸哲也「チェックオフをめぐる集団法理と個人法理」労働法律旬報一六五八号（二〇〇七年）参照）。①では、エッソ石油事件大阪高判（平成三・二二・二六）とネットスル霞ヶ浦工場事件東京高判（平成三・六・二六）の二つの高裁判決を契機にチェック・オフの協約法理を以下のように論じた。

協約上のチェック・オフ協定が、（イ）賃金から組合費を控除する使用者と控除される組合員との関係、（ロ）組合費の徴収方法につきチェック・オフを採用するか否かに関する組合と組合員との関係、につきいかなる影響を与えるかが問題である。結論として、（イ）については、使用者との関係では個別組合

倉田聡教授業績一覧

I 著書

一、『医療保険の基本構造——ドイツ疾病保険制度史研究』

(北海道大学図書刊行会、一九九七年五月)

二、『これからの社会福祉と法』

(創成社、二〇〇一年一〇月)

三、『社会福祉法入門』〔河野正輝Ⅱ増田雅暢との共編〕

(有斐閣、二〇〇四年九月)

四、『社会保障法』〔加藤智章Ⅱ菊池馨実Ⅱ前田雅子との共著〕

〔第一版〕(有斐閣、二〇〇一年五月)

〔第二版〕(有斐閣、二〇〇三年一二月)

〔第三版〕(有斐閣、二〇〇七年五月)

II 論文

一、『ドイツ疾病保険制度の形成と発展(上)(下)』

『北大法学論集』四〇巻三―四号

(一九九〇年二―三月)

二、『社会裁判所制度の沿革

——社会保険法における専門的争訟制度の発展と確立』

員の支払委任であり、(ロ)については、チェック・オフは賃金支払い方法の問題であり、「労働条件その他の労働者の待遇に関する問題」に関する側面があるので、「チェック・オフの開始そのものに個別同意が必要だとしても、実際に行われているチェック・オフの細則についてはなお組合と使用者との間の合意に違反した個別的取扱が許されないと考えるので、その限りではチェック・オフ協定に規範的効力を認めてよい」。もっとも、組合費弁済方法については、組合と組合員間の合意が必要である。

②は、(イ) エッソ石油事件最判が提示したチェック・オフの協約法理及び(ロ) 賃金全額払い原則を定める労基法二四条の一項がチェック・オフの中止等の不当労働行為性判断にいかなる影響を及ぼすかを論じたものである。(イ) について、組合分裂の事案については使用者の中立保持義務の観点から、また分裂状態が否かはつきりしないケースについては、労働者のチェック・オフの中止要請が不当労働行為の重要な判断要素となるとした。また(ロ) については、労基法二四条一項はチェック・オフにつき適用されるが、チェック・オフ中止行為の不当労働行為性は、労基法違反の是正の観点からではなく、当該労働関係においてもつ意味から判断すべしとする。

- 三. 『北大法学論集』 四一卷二号（一九九〇年二月）
『ドイツの産業保健・産業医制度』
『日本労働法学会誌』 八六号六九頁（一九九五年一〇月）
- 四. 『チェック・オフと不当労働行為』
『日本労働法学会誌』 八八号二三五頁
（一九九五年一〇月）
- 五. 『外国人の社会保障』
『ジュリスト』 一一〇一号四六頁（一九九六年一一月）
- 六. 『諸外国の産業医制度 ドイツ』
保原喜志夫編著『産業医制度の研究』
（北大図書刊行会、一九九八年二月）
- 七. 『医療・福祉分野におけるサービス供給主体論』
日本社会保障法学会『社会保障法』 一四号五五頁
（一九九九年五月）
- 八. 『社会保険財政の法理論——医療保険法を素材にした一考察』
北海学園大学『法学研究』 九〇号一七頁
（一九九九年七月）
- 九. 『福祉サービスの供給契約と福祉専門職の役割——介護支援専門員と成年後見人の関係をめぐって』
一〇. 『ドイツ社会福祉の背景 二〇世紀社会福祉の歴史と総括』
『世界の社会福祉八 ドイツ・オランダ』
（旬報社、二〇〇〇年二月）
- 一一. 『短期・断続的雇用者の労働保健・社会保障』
日本労働法学会編集『講座二一世紀の労働法』 第二卷
（有斐閣、二〇〇〇年五月）
- 一二. 『支援費支給制度をめぐる法律問題』
『ジュリスト』 一二〇四号一九頁（二〇〇一年七月）
- 一三. 『医療保険法の現状と課題』
『講座社会保障法』 第四卷
（法律文化社、二〇〇一年一〇月）
- 一四. 『ドイツの社会保障制度におけるセカンドオピニオンの機能』
至文堂『現代のエスプリ』 四一六号八六頁
（二〇〇二年三月）
- 一五. 『老人保健拠出金制度の問題点と健康保険事業の可能性』
（上）（中）（下）

健康保険組合連合会『健康保険』五六巻九―一一号

(二〇〇二年九―十一月)

一六. 「社会連帯の在処とその規範的意義 —— 社会保障法における〈個人〉と〈国家〉そして〈社会〉」

『民商法雑誌』一二七巻四・五号六一二頁

(二〇〇三年二月)

一七. 「社会福祉系四年制大学における法学教育のあり方」

日本社会保障法学会『社会保障法』一八号二二五頁

(二〇〇三年五月)

一八. 「労働形態の多様化と社会保障の将来像」

『法律時報』九三〇号三五頁(二〇〇三年五月)

一九. 「社会保障の本質について」

『週刊社会保障』二二三七号二六頁

(二〇〇三年六月)

二〇. 「非正規就業の増加と社会保障法の課題」

『季刊社会保障研究』一六五号一二七頁

(二〇〇四年一〇月)

二一. 「逆選択の禁止と強制加入」

『週刊社会保障』二二九〇号四六頁

(二〇〇四年七月)

二二. 「年金と社会保障 —— 保険料納付の規範的意義」

『法律時報』九四九号四三頁(二〇〇四年一〇月)

二三. 「社会保障における個人の選択と連帯」

『週刊社会保障』五九号四六頁号(二〇〇五年九月)

二四. 「憲法〈改正〉動向をどう受け止めるか 社会保障法との関係 —— 生存権、公私の役割分担」

『法学セミナー』六一二号四三頁

二五. 「社会保障法学に求められるもの」

(二〇〇五年十二月)

二六. 「ドイツの医療改革の軌跡 —— 二〇〇四年改革から二〇〇六年改革へ」

『週刊社会保障』二四〇九号四六頁

(二〇〇六年十一月)

二七. 「ドイツの介護保険法における介護契約規制」

岩村正彦編『福祉サービス契約の法的研究』

(信山社、二〇〇七年三月)

二八. 「逆選択の禁止と強制加入」

『週刊社会保障』二二九〇号四六頁

(二〇〇四年七月)

Ⅲ 判例評釈

- 一. 「療養担当規則に適合しない診療と高額療養費
(最一小判昭和六一年一〇月一七日)」
『賃金と社会保障』一〇一〇号五三頁
(一九八九年五月)
- 二. 「健保法にいう使用関係の終了と被保険者資格
(名古屋地判昭和六〇年九月四日)」
『賃金と社会保障』一〇二九号四四頁
(一九九〇年三月)
- 三. 「社会福祉法人の運営と仮理事選任請求権
(京都地決昭和六三年三月八日)」
『賃金と社会保障』一〇四三号四〇頁
(一九九〇年一〇月)
- 四. 「チェック・オフ協定の協約理論——二つの高裁判決を素材に(大阪高判平成三年二月二六日、東京高判平成三年六月二六日)」
『労働法律旬報』一二九〇号二五頁
(一九九二年六月)
- 五. 「従業員代表の選出方法と三六協定の効力——トコロ事件(東京地判平成六年一〇月二五日)」
『法律時報』六八巻一号八〇頁(一九九六年一月)
- 六. 「労災保険審査請求手続の遅延と取消訴訟——那覇労基署長(花城)事件(最一小判平成七年七月六日)」
『平成七年度重要判例解説』一八七頁
(一九九六年六月)
- 七. 「公務員の昇進・昇格差別と国家賠償法による救済——秋田県事件
秋田地裁判決(平成八年二月二三日)の研究」
『労働法律旬報』一四〇九号四二頁(一九九七年六月)
- 八. 「退職による留學費用の返還義務と労基法一六条——新日本証券事件(東京地判平成一〇年九月二五日)」
『平成一〇年度重要判例解説』二一〇頁
(一九九九年六月)
- 九. 「老人福祉法に基づく在宅介護サービスの供給とその法的性格(大阪地裁平成一〇年九月二九日)」
『ジュリスト』一一五九号一〇六頁
(一九九九年七月)
- 一〇. 「婚姻によらないで懐胎した児童の父による認知と児童扶養手当(大阪高判平成七年一月二二日)」
『社会保障判例百選(第三版)』二一八頁
(二〇〇〇年三月)

一一・「課税要件明確主義——秋田市国民健康保険税条例事件

(仙台高秋田支判昭和五十七年七月二三日)」

『租税判例百選(第四版)』(二〇〇五年一〇月)

一二・「旭川市国民健康保険条例事件最高裁大法廷判決

(最大判平成一八年三月一日)」

『判例時報』一九四四号(判例評論五七四号)

一八〇頁(二〇〇六年一二月)

Ⅳ 書評・翻訳・その他

一・「西ドイツ社会裁判所法(上)(下)」〔木佐茂男との共訳〕

『北大法学論集』四一卷一号(一九九〇年一二月)、

四号(一九九一年三月)

二・「木下秀雄著『ヒスマルク労働者保険法成立史』」

日本社会保障法学会『社会保障法』一四号一九五頁

(一九九九年五月)

三・「一九九九年学界回顧 社会保障法」〔片桐由喜との共著〕

『法律時報』八八六号一五四頁(一九九九年一二月)

四・「国民の健康を維持・増進するための施策」

『社会保障・社会福祉判例大系』第二卷Ⅳ章

(労働旬報社、一九九六年一二月)

五・「土田武史著『ドイツ医療保険制度の成立』」

社会経済史学会『社会経済史学』六五卷一号一四頁

(一九九九年五月)

六・「二〇〇〇年学界回顧 社会保障法」〔中川純との共著〕

『法律時報』八九九号一六四頁(二〇〇〇年一二月)

七・「菊池馨実著『社会保障の法理念』を読む」

『賃金と社会保障』一二九三号二二頁(二〇〇一年三月)

八・「保険診療と自由診療(自費診療)の使い分けに必要な知識」

南山堂『治療』八三巻七号二一八九頁

(二〇〇一年七月)

九・「二〇〇一年学界回顧 社会保障法」〔中川純との共著〕

『法律時報』九一二号一六八頁(二〇〇一年一二月)

一〇・「若手研究者と行政官が社会保障改革で討論(上)」

社会保障とは何か：医療保険改革をめぐる」

社会保険研究所『社会保険旬報』二一七八号一八頁

(二〇〇三年七月)

一一・「座談会 年金制度のグランドデザイン」

〔森戸英幸Ⅱ小塩隆士Ⅱ水町勇一郎との座談会〕

『法律時報』九四九号四頁(二〇〇四年一〇月)